

機構集積協力金交付事業の概要

1 地域集積協力金

●農地中間管理機構(農地バンク)を活用して、担い手への農地集積・集約化に取り組む地域に対して、交付要件を満たす場合に協力金を交付します。

■交付対象面積
・貸付面積(貸付期間6年以上)
・農作業委託面積(基幹3作業以上を10年以上)

■農地バンクの活用率(累積)

$$\frac{\text{農地バンクへの貸付総面積} + \text{農地バンクを通じた農作業委託面積}}{\text{[地域]の農地面積}}$$

■中山間地域
農林統計上の中間農業地域、山間農業地域(旧市区町村別)
※交付要件については、お近くの北海道各振興局農務課にご確認ください。

〈交付単価表〉

区分	農地バンクの活用率(累積)		交付単価 (農作業委託)
	一般地域	中山間地域	
1	40%超50%以下		1.3万円/10a (0.65万円/10a)
2	50%超70%以下	15%超30%以下	1.6万円/10a (0.8万円/10a)
3	70%超80%以下	30%超50%以下	2.2万円/10a (1.1万円/10a)
4	80%超	50%超80%以下	2.8万円/10a (1.4万円/10a)
5		80%超	3.4万円/10a (1.7万円/10a)

注:過去に交付を受けた地域で、再度申請する場合は、前回の交付単価区分より高い区分で取組む場合に交付。

2 集約化奨励金

●農地バンクからの転貸又は農地バンクを通じた農作業受託により、農地の集約化に取り組む地域、また集約化の取組に併せ、受け手が位置付けられていない農地を集約化し当該農地を引き受けやすくする取組に対して、交付要件を満たす場合に奨励金を交付します。

■交付対象面積
以下により新たに団地化(増加)した面積
・農地バンクからの転貸面積
・農地バンクを通じた農作業受託面積(基幹3作業以上)

※交付要件については、お近くの北海道各振興局農務課にご確認ください。

〈交付単価表〉

区分	地域の団地面積の割合	交付単価	
		一般タイプ (農作業委託)	受け皿準備タイプ
1	10ポイント以上増加	1.0万円/10a (0.5万円/10a)	0.5万円/10a
	20ポイント以上増加		
2	既に30%以上の地域は1団地当たりの平均面積が1.5倍以上	3.0万円/10a (1.5万円/10a)	1.5万円/10a

農地中間管理機構関連農地整備事業の概要

内容

機構が借り入れている農地について、農業者からの申請によらず、農業者の費用負担や同意を求めずに実施する大区画化等の基盤整備を推進する事業実施主体は北海道)

実施要件

事業対象農地のすべてについて、**農地中間管理権が設定されていること**
※その他にも要件がありますので、詳しくは北海道農政部農村振興局農村計画課にご確認ください。

固定資産税の軽減

内容

所有する全ての農地(10a未満の自作地を除く)を新たにまとめて機構に10年以上の期間で貸し付けた場合、当該農地の固定資産税が一定期間1/2に軽減。

軽減期間

機構への貸付期間が
①10年以上で3年間
②15年以上で5年間

お問い合わせ先 <https://www.adhokkaido.or.jp>

公益財団法人 北海道農業公社	〒060-0005 札幌市中央区北5条西6丁目1番地23	農用地部 農地中間管理課	☎011-252-7025
岩見沢支所	〒068-0025 岩見沢市5条西5丁目2番地1 空知農業会館	業務農地課	☎0126-23-2178
苫小牧支所	〒053-0021 苫小牧市若草町5丁目5番3号 日胆農業会館	業務農地課	☎0144-32-8171
帯広支所	〒080-0022 帯広市西12条南6丁目3番地1 農協連ビル	業務農地課	☎0155-65-0607
釧路支所	〒085-0018 釧路市黒金町12丁目10番地 釧路農業会館	業務農地課	☎0154-22-1538
中標津支所	〒086-1007 標津郡中標津町東7条南1丁目1番地2 根室農業会館	業務農地課	☎0153-72-3296
北見支所	〒090-0833 北見市とん田東町617番地 オホーツクJA Bldg.	業務農地課	☎0157-25-2826
旭川支所	〒070-0030 旭川市宮下通4丁目2番5号 JA上川ビル	業務農地課	☎0166-25-2613
稚内支所	〒097-0001 稚内市末広4丁目2番31号 宗谷農業会館	業務農地課	☎0162-33-3321

上記公益財団法人北海道農業公社又は各市町村の農政担当窓口又は農業委員会まで



農地を **貸** したい方
借りたい方

農地中間管理事業を 活用しませんか!

 公益財団法人 **北海道農業公社**
(農地中間管理機構)

出し手

(農地を貸したい方)

- 農業リタイア
 - 経営転換
 - 規模縮小
 - 離れ地処分
 - 後継者不在
 - 農地の相続
- などでお困りの方



出し手のメリット

- 機構は公的な機関なので、安心して貸せます。
- 賃料は確実に支払われます。
- 貸付期間満了後、確実に農地が戻ってきます。
- 貸付期間満了後、再度貸すこともできます。
- 機構集積協力金が受けられます。(要件を満たした場合)
- 贈与税・相続税の納税猶予の対象地について特定貸付けを行えます。

農地中間管理事業の仕組み



受け手

(農地を借りたい方)

- 規模拡大・集約化
 - 農業への新規参入
 - 不在地主農地の活用
 - 所有者不明農地の活用
- などをお考えの方



受け手のメリット

- 規模拡大や集約化により生産性向上効率的な農地利用が図られます。
- 賃借により新規参入することで初期投資を抑えられます。
- 出し手が複数でも賃料の支払は機構へ一括で済みます。
- 権利関係が不安定な所有者不明農地を安定的に利用できます。
- 地域のメリット
- 機構集積協力金が受けられます。(要件を満たした場合)
- 所有者不明農地の活用により、遊休農地の発生が防止できます。

借受ける農地の基準

- 市街化区域外(一部例外あり)の農地であること。
- 再生不能と判定されている遊休農地など、利用が著しく困難な農地ではないこと。
- 当該農地の区域内における借受希望者の状況などからみて、貸付可能と判断できること。
- 農地利用の効率化及び高度化の促進に資すると見込まれるものであること。

他事業のメリット

本事業の実施状況により、税金や他事業の採択や負担等で有利になる場合があります。

- 農地の固定資産税が軽減されます。(裏面参照)
- 農業機械や施設の導入支援を受けられます。
- 生産基盤整備の支援を受けられます。
 - ・農地中間管理機構関連農地整備事業(裏面参照)
 - ・農地耕作条件改善事業

出し手

〈農地の借受けについて〉

- 借受期間** ● 所有者と協議のうえ、期間を決定します。
- 機構が借り受け後、受け手への貸し付けを行えず2年間経過した場合は、出し手に返還します。
- 賃料** ● 農業委員会の賃借料情報をもとに、出し手、機構、市町村等と協議のうえ設定されます。
- 毎年12月20日に支払います。
- 手数料** ● 手数料はいただきません。

借受け・貸付けの手続き

〈農地の貸付けについて〉

受け手

- 貸付期間** ● 機構の借受期間の範囲内で、協議のうえ決定します。
- 賃料** ● 機構が借り受けの際に設定された賃料と同額になります。
- 毎年11月30日までに徴収します。
- 手数料** ● 手数料はいただきません。
- 但し、令和6年度以前に公社が借受けた農地を貸付ける場合は毎年、賃料の1%(消費税別途)

その他

- 市町村又は市町村公社等及びJAへ業務の一部を委託しています。
- 所有者不明農地について、農業委員会による権利者の探索・公示後に農地中間管理機構を活用して利用権(農地中間管理権)を設定する措置が整備されました。(農地法に基づく措置は知事裁定が必要です)